

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 東海地区外国人観光客誘致促進協議会は、外客誘致法に基づき外客来訪促進計画を推進する団体として1998年4月27日に設立された。2018年4月18日の外客誘致法改正により、旧法で策定された同計画は失効したため、現在は任意団体となったが、引き続き4つの県と各県内の外客来訪促進地域構成市町村が共同で、外国人旅行者の誘致方策を展開している。 同協議会は、中部4県2市（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、浜松市）が共同で、各市場に合わせた積極的なプロモーションを行うことで、東海地区への外客誘致の促進を図り、観光立国の実現に貢献することを目的に活動している。 本県への訪日外国人観光客の誘客を促進するためには、近隣自治体等との連携が必要不可欠であることから、本県は同協議会に参画している。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 同協議会の構成員は、定款第13条に基づき、会費を支払うことになっているため、同協議会において、会費の支払先は他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。